

企業取引研究会（第5回）議事録

1 日 時 令和8年6月29日（月） 15：00～17：00

2 場 所 対面（経済産業省別館8階840会議室）とオンラインの併用

3 出席者

【委員】神田座長、魚住委員、及川委員、岡室委員、加毛委員、郷野委員、滝澤委員、
多田委員、土井委員、中島委員、仁平委員、原委員、松田委員、松本委員

【公正取引委員会事務総局】向井官房審議官、柴山企業取引課長、田中優越的地位濫用
未然防止対策調査室長

企業取引課 片木課長補佐、渡邊課長補佐、小山課長補佐

【中小企業庁】小高取引課長

【オブザーバー】金融庁、農林水産省、経済産業省、国土交通省、特許庁

4 議 題 ○物流特殊指定の改正、支払告示・支払告示運用基準の制定、優越ガイドラインの改定について〈報告〉

○知財取引指針の策定について（知的財産取引適正化ワーキンググループでの議論を踏まえて）〈報告〉

○今後の企業取引研究会について〈自由討議〉

5 議事録

（1）開会

○公正取引委員会 柴山課長

定刻となりましたので、第5回「企業取引研究会」を開催いたします。本日は、お忙しいところ、お集まりいただきまして誠にありがとうございます。公正取引委員会企業取引課長の柴山です。どうぞよろしくお願いいたします。

今回も前回に引き続きまして、対面とオンラインのハイブリッドでの実施となりますので、留意点を申し上げます。

まず、会場で参加いただいている委員の皆様にお知らせいたします。御発言時は、皆様の前にございますネームプレートを立てていただきますようお願いいたします。御発言の際は、マイクのボタンを押していただいておりますようお願いいたします。

オンラインで参加されている委員の皆様におかれましては、御発言のとき以外はマイクをミュートの状態にさせていただきますようお願いいたします。また、通信のトラブルが生じた際には、事前にお伝えしております事務局に御連絡いただければと思います。

それでは、まず開催に当たりまして、公正取引委員会官房審議官の向井から御挨拶をさせていただきます。

○公正取引委員会 向井審議官

公正取引委員会官房審議官の向井でございます。本日は、御多忙の中、お集まりいただきましてどうもありがとうございます。皆様におかれましては、昨年の7月の第1回から第4回までの間、取適法の施行後の残された課題ということで、サプライチェーン全体における適切な価格転嫁の環境整備、支払条件の適正化、物流に関する商慣習の問題について御議論をいただいたところです。

そして、前回の第4回の企業取引研究会におきまして、対応の方向性をお示しし、方向性について御了承いただきました。その結果、改正物流特殊指定や支払告示、支払告示の運用基準等の最終版を6月17日に公表しました。

これ以外にも、知的財産分野の取引適正化ということで、企業取引研究会の下に知的財産取引適正化ワーキンググループを設置し、ワーキンググループでの検討結果も踏まえ、先週には知財取引指針を公表したところでございます。

本日は第5回の企業取引研究会、最終回ということで、今説明した成果物について御報告させていただくことに加え、今後の研究会の在り方について事務局の考えている方向性を御説明した上で、自由討議をさせていただければと考えております。

皆様におかれましては、本日も忌憚のない御議論をいただきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○公正取引委員会 柴山課長

ありがとうございます。なお、今回委員に交代がございます。全国商工会連合会産業政策部長の廣田委員に代わりまして、新たに全国商工会連合会中小企業問題研究所所長の土井和雄委員に御参画いただきます。土井委員、どうぞよろしくお願い致します。

なお、第4回まで御参加いただきました若林亜理砂委員におかれましては、職務変更に伴いまして、本研究会の委員を辞任されましたので、併せて御報告申し上げます。

また、本日は知的財産取引適正化ワーキンググループでの議論を踏まえ策定した知財取引指針について御報告予定であるところ、こちらは公正取引委員会、中小企業庁に加えまして特許庁の名義で公表している指針でございますので、オブザーバーとして特許庁にも御参加いただいております。

それでは、以後の議事につきましては、神田座長にお願いしたいと存じます。よろしくお願いいたします。

(2) 事務局説明①（物流特殊指定の改正、支払告示・支払告示運用基準の制定、優越ガイドラインの改定、知財取引指針の策定について〈報告〉）

○神田座長

皆様方、本日もお忙しいところ御参加いただきまして誠にありがとうございます。本日は、先ほども御紹介がありましたように、昨年からのこの研究会の最終回ということでございまして、お手元の議事次第のとおり、まず初めに事務局から資料2に基づき、前回の研究会で対応の方向性としてお示しいたしました、物流特殊指定の改正、支払告示、支払告示の運用基準の制定、そして、優越ガイドラインの改定についての御報告に加えまして、別途この研究会の下で開催した知的財産取引適正化ワーキンググループにおける議論を踏まえて策定した知財取引指針についても御報告をしていただきます。その後、皆様方から御質問、御意見があれば、それをお伺いしたいと思います。

その後に、事務局から資料3に基づき、今後の企業取引研究会について御説明をしていただき、自由討議を行っていただければと思います。

それでは、まず事務局から資料2について御説明をよろしくお願いいたします。

○公正取引委員会 柴山課長

資料2を御覧ください。

1 ページ目、サプライチェーン全体での価格転嫁・取引適正化の推進に向けた課題の全体像を示しています。適切な価格転嫁・取引適正化をサプライチェーン全体で定着させていくためには、取適法の対象となる取引に限らず、サプライチェーン全体における取引の実態や商慣習にも広く目を向けて実効的な取組を進めていくことが不可欠であり、本研究会でもこれまで御議論いただいていたところです。

図を3つ載せています。左から、価格転嫁、支払条件、物流ということで、それぞれ取適法の対象となる部分を黒色枠囲みにしています。大企業同士や中小企業同士、あるいは着荷主といった取適法の対象外の部分への規制をどうするかということをこれまで御議論いただいていたところでございます。

そして、次のページでございますけれども、前回までの御議論を踏まえまして、今年の3月から4月にかけてパブリックコメント、それから、特殊指定につきましては公聴会の手続を経て、本年の6月に物流特殊指定の改正、支払告示の制定、優越ガイドラインの改定につきまして公表したところでございます。

下に1、2、3とございますけれども、1つ目が物流特殊指定の改正です。対象としては着荷主と発荷主との取引ということで、禁止行為については着荷主が発荷主に対して契約外の荷待ち・荷役を運送事業者を通じて行わせることによって、発荷主の利益を不当に害する行為というのを禁止しております。施行期日は、来年の4月1日としております。

それから、2つ目が支払告示の制定です。対象としては取適法の製造委託等の取引ということで、製造委託、修理委託等を対象としております。禁止行為としては、正当な理由なく、給付の受領日から60日以内に代金を支払わないことで、こちらも施行期日は来年の4月1日としております。

それから、3つ目が優越ガイドラインの改定です。対価の決定方法について、実効的な価格協議が行われたかどうかを考慮要素となることを明確にすべく、優越ガイドラインの取引の対価の一方的決定の想定例において、実効的な価格協議が行われず対価が定められる以下の①、②、③のような場合を追記したものです。

3 ページです。パブリックコメントと公聴会の概要ということで、物流特殊指定の改正案と支払告示案、この告示の運用基準案、それから、優越ガイドラインの改定案につきまして、パブリックコメントの手続を行ったところです。それから、物流特殊指定改正案と支払告示案につきましては公聴会を実施しました。

下に主な提出意見を記載しております。例えば、物流特殊指定の改正案では、「特定発荷主の利益を不当に害する」こととなるのはどのような場合かについての確認、詳細についての説明を求めるものや、支払告示案・支払告示運用基準案では、どのような場合に「取引上の地位が当該委託事業者に対して劣っていないと認められる」のかといった御質問などをいただきました。また、優越ガイドラインの改定案につきましても、想定例はもう少し具体化したほうがよいのではないかといった御意見をいただきました。これらのパブリックコメントや公聴会でいただいた意見についての考え方を、6月17日にお示しして公表しているところです。

次に4 ページです。知的財産権・ノウハウ・データの適切な取引のための優越的地位の濫用等に関する指針、略称は「知財取引指針」と呼びたいと思っておりますけれども、こちらについて簡単に御報告したいと思います。

まず策定経緯です。従来から中小企業等は取引上の立場が弱く、知財やノウハウを無償又は低廉な価格で吸い上げられてしまい、イノベーションを阻害する要因であるといった御指摘がありました。また、令和6年度の企業取引研究会においても、知財・

ノウハウに関する行動規範を示す必要性について御提言いただいたところでございます。加えて、昨年の骨太の方針2025において、中小企業の知財への侵害に関する実態調査を行い、独占禁止法上の指針を策定するほか、知財経営支援ネットワークを通じたリテラシーの向上等に取り組むといったことが閣議決定されていたところです。

そこで、本研究会の下に知的財産取引適正化ワーキンググループを開催いたしましたし、4回にわたって議論を実施してきたところでございます。このワーキンググループにおける議論を踏まえ取りまとめた実態調査報告書ですとか、ワーキンググループの報告書を今年の3月に公表し、これらの内容を踏まえ、公正取引委員会・特許庁・中企庁において知財取引指針の案を取りまとめ、3月の終わりから4月の終わりにかけてパブリックコメントを実施したところです。

これらを踏まえて、先週6月24日に知財取引指針を策定・公表したところでして、併せて中小企業庁から振興基準の改正・公表、公正取引委員会から取適法運用基準等の改正案についてパブリックコメントを開始したところでございます。

指針の概要について、目的としては、知財等の取引環境の整備や知財等に係るリテラシーの向上によってイノベーションを促進することで、全体像として知財取引に関する項目ごとに基本的な考え方や独占禁止法上の考え方、実践例を示すことに加え、相談支援窓口や契約書のひな形も提示しているところです。

ポイントとしては、下に①から⑤まで挙げておりますけれども、①のとおり、特定の事業者や業種に絞らず、全業種を対象とした包括的かつ横断的な考え方を提示している点ですとか、②のとおり、知的財産権のほか、権利化されていないノウハウやデータを含めた取引全般が対象であるということ、③のとおり、公正取引委員会において独占禁止法の優越的地位の濫用等の考え方を提示することに加え、特許庁・中小企業庁において適切な知財取引に向けた基本的な考え方やその実践例を提示しております。また、④として、様々な対価設定方法や対価設定における選択肢を提示している点に加え、⑤として、事業者の方の使い勝手を良くするため、相談窓口や体制を幅広く紹介しております。

次の5ページでは、意見公募手続の概要ということで、こちらの知財取引指針について、3月の終わりから4月の終わりにかけて行いましたパブリックコメントについて簡単に御紹介しております。

主な提出意見としては、特許を受ける権利が本指針の対象になるのかですとか、成果物と知的財産権等を区別して対価設定することについての御意見ですとか、あるいは優越的地位の判断基準をより明確化してほしいといった御意見などをいただいております。それぞれについて技術的な修正などを加え、先週6月24日に公表したところでございます。

6ページについて、告示等の周知広報・モニタリングについて記載しています。2つの特殊指定、改定した優越ガイドライン、それから、知財取引指針につきましたの周知広報・モニタリングについての御説明をしております。

まず周知広報につきましたは、事業者向けの説明会として、業界団体や中小企業に加えて、地方自治体とも連携して47都道府県での説明会を行っていきたいと思っております。また、中小企業団体向けの広報や、動画やパンフレット・リーフレットなどを用いた周知なども行っていきたいと思っております。

それから、下のところにモニタリングとございます。それぞれの告示や指針についてモニタリング・フォローアップを目的とした実態調査を行って、その調査結果を公表するとともに注意喚起を実施しようと考えております。また、その中で独占禁止法・取適法上の問題となる事案があれば厳正に法執行していくということで、これらの規制に実効性を持たせるとともに、実際に商慣習を改めていきたいと思っております。私からの説明は以上になります。

○神田座長

どうも御説明ありがとうございました。

それでは、今の内容等に関し、御質問や御感想等ございましたら、どなたからでも御発言いただければありがたく存じます。これまでの振り返りでも結構ですし、御質問事項等があれば、そういうことでも結構かと思います。仁平委員、お願いいたします。

○仁平委員

事務局に取りまとめいただきまして、本当に御苦勞に感謝したいと思っています。内容について、どのように現場で活用していくのかが大事だと思っています。柴山課長からも6ページで御説明いただきましたけれども、周知広報のところで中小事業者団体向けのプッシュ型広報と書いております。こちら、労働組合の立場からも活用させていただき、5つの産業別の組織で取適法の会議を実施し、そこに講師として来ていただき、実際に労使の皆さん向けに御説明、質疑対応などをしていただきました。こちらは好評でしたので、引き続きやらせていただきたいと思います。

そして、本日取りまとめた内容など、改めてこういうものについても動画やパンフレットをできるだけ早期に作っていただいて、これも労働組合の立場から職場への周知などをしていきたいと思っていますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○神田座長 どうもありがとうございました。滝澤委員、お願いいたします。

○滝澤委員

ありがとうございます。かなり短期間でこのように取りまとめ、サプライチェーン全体に規制が行き渡るようにしたことについては、まず高く評価されるべきだと思います。

これから実際にどのように規制をしていくかということになりますが、6ページに周知広報・モニタリングについて記載されております。特に物流に関しては、規制を受ける側にも保護を受ける側にも分かりにくさが残っているように見えます。今回公表されたパブリックコメントの内容を拝見しますと、まだ十分には理解が及んでいない質問やコメント等も散見されましたけれども、それも致し方ないような難しい、複雑な規制になっているのも確かかと思います。周知広報で御配慮いただくことを期待します。

具体的に申し上げますと、取適法の特定運送委託について、どんな取引までが規制対象かを切り分けるのが難しいところがあります。一般にいわゆる運送委託と言われる取引が、取適法の特定運送委託の対象であったり、役務提供委託の対象であったり、物流特殊指定として規制されたりするという状況になっていまして、どのような取引に何の規制が適用されるかについて、とにかくまずは丁寧に御説明していただきたいと希望します。また、物流特殊指定は、取適法の規定と似ているようで違うところがあるのも難しさの一因だと思いますので、そのような規制内容の違いもできるだけ御説明いただければと思います。

また、今後、モニタリングをしていくということなのですが、今回目の前の問題に急ぎで対応するためにスピード感を持って取りまとめたいただきましたが、過去の例を見ると、一回決めたものはなかなか変えられないということがございます。ただ、今回、特に特殊指定については、もしうまくいかないところがあれば早めに修正するとか、柔軟に対応してもいいのではないかともしました。以上です。

○神田座長

どうもありがとうございました。それでは、魚住委員、お願いします。

○魚住委員

ありがとうございます。これまでの取組をはじめ、サプライチェーン全体での取引の実態や商慣習といったものに目を配っていただいているということを高く評価しております。

経団連としてもいろいろ企業に対して呼び掛けをしてまいりまして、パートナーシップ構築宣言ですとか、あるいは価格転嫁の推進、そのような環境整備の働きかけについて、確実に成果は上がってきていると認識しているところです。

一方で、御指摘もいろいろと出ていますけれども、やはり物流特殊指定の改正ですとか支払告示の制定あるいは優越ガイドラインの改定については、まだ浸透が足りない部分もあるかと思っています。今後もサプライチェーン全体での適切な取引が定着していくための取組をお願いしたいと思っています。

パブリックコメントでも経団連からも少し細かく意見を出させていただきました。やはり実務からいろいろ明確化を求める意見が引き続き寄せられたところです。例えば優越的地位、正当な理由、実効的な協議、こういった文言についての判断基準や具体例をより具体的に、より明確に示していただけますと、企業の予見可能性も高まって取引適正化の推進につながっていくと考えております。

また、物流分野での荷待ち・荷役等について、例えば悪天候があったり、設備が故障したり、必ずしも着荷主がコントロールできないような事情においても、着荷主に責任を負わされるのではないかという懸念が少し示されておりますので、制度の運用のところで企業負担が過度に増えないようお願いしたいと考えております。

さらに、知財取引指針のところで、利用者の方々が正確に理解しやすいようにすることが事業者への広い浸透に関係してくると思っていますので、事例や共同研究のひな形の在り方といったところも、是非具体的にお示しいただきたいと考えております。

今後、実態調査も是非継続的に実施いただけますと、個別事例も含めて、全体のトレンドについて把握できると思います。事例が増えているのか、横ばいなのか、減っているのかも見えてくるかなと思いますので、そのような動向も踏まえたさらなる制度整備の検討というところもお願いしたいと考えてございます。

今後も周知広報のところは経団連としても御協力をさせていただければと考えておりますので、是非いろいろ連携させていただけますと幸いです。以上です。

○神田座長

どうもありがとうございました。それでは、岡室委員お願いいたします。

○岡室委員

これまでの様々な議論、取組を通じて、このような形で落としどころが見つかったということで、皆様に感謝しています。物流特殊指定の実効性を高める観点から、資料の2ページに書いてありますとおり、着荷主が発荷主に対して契約外の荷待ち、荷役を強制し、発荷主の利益を不当に害する行為が禁止されます。ということは、実際に着荷主から契約外の荷役、荷待ちが要請された場合には、おそらく現場のドライバーが自分の会社にそれを報告し、そこから、従来も課題になっておりました多重取引関係がありますので、発荷主まで順番に報告が上がっていることになると思われます。発荷主が実際に納品を行う業者と直接契約しているのではなく、二次、三次等の受託業者と契約がありますので、それらの契約で全部、物流特殊指定の改正内容を明確にしておく必要があると思います。要するに、着荷主からの契約外の荷待ち・荷役の強制が

あれば、その対価を必ず発荷主が払いますといったことを明記し、現場のドライバーから順番に報告が上がってきて、発荷主がそれを認識し、追加の支払を行った時点で初めて、契約外の荷待ち、荷役の強制が発荷主の利益を不当に害することになると思います。ですので、実際に発荷主に報告が上がっていく過程で、途中でそのような取決めがなかったり、報告が途中で止まってしまったりと、どこかで泣き寝入りがあると、「発荷主の利益を不当に害する」という要件が証明できないことになるので、そのようなことがないように気を付ける必要があります。もちろん一般的な周知・広報は大事ですけども、その際に着荷主に対する周知広報だけではなくて、発荷主はもちろん、多重取引関係に入っている様々な物流事業者の末端にまでしっかりと周知して、その時々物流契約にどこまで書くかとか、着荷主からの契約外の要請が起きた場合にどのように迅速かつ確実に報告するのか、そういったことをこれからきちんと考える必要があると思いました。以上です。

○神田座長

どうもありがとうございます。では、松田委員、お願いいたします。

○松田委員

御説明ありがとうございます。私からは知財取引指針について少しコメントを申し上げたいと思います。この度は、従前様々なところに散在していた情報を一元化するとともに、知的財産取引適正化ワーキンググループでの議論を踏まえて、このような立派な指針ができたということは大変喜ばしいことだと思っております。

好意的な御意見もあるようで、次はこの指針をどのように実効性を持たせていくかが課題になるのではと思っております。というのも、例えば、自社のコア技術の知的財産を守っていきたいと思うスタートアップのような方々に対しては、この指針が非常に心強い内容となっております、何かあれば独占禁止法に基づき取り締まってもらえるのではないかと期待があります。他方で、実際に知的財産を取り上げられそうになった場合に誰かに助けを求めたいというときに、この指針をどのように活用すればよいのかに関しては、まだ余り理解されていないところもあるのではないかと思います。

この指針の末尾に相談支援体制についてきちんと全て挙げていただいているのですが、少し専門分化しておりまして、例えばスタートアップの方からすれば、これが取適法の対象なのか、独禁法の対象なのか一見して分からない。例えば相手方の従業員の数が分からないので、どちらの法分野に入っているのか分からないというような場合に、どこの窓口が適切なのか選びづらい場面もあろうかと思います。ですので、どちらかといえば被害者側といいますか、知的財産を取られてしまうかもしれない企業に対して門戸を広げておくことや、情報を適時に提供できる体制を目指していただき、この指針を実効性を持って守っていただけるものにしていただきたいと思います。

○神田座長

どうもありがとうございます。それでは、土井委員、お願いいたします。

○土井委員

全国商工会連合会の土井でございます。私は労働問題を主に担当しておりまして、昨年までも価格転嫁といった点については、特に労務費の観点で調査等をさせていただきました。こういった事情もあり、今回、所管変更により委員に就任したものでございます。

最後ということではございますが、取適法ができて、さらにその隙間を埋める形で

こういったルールを整備していただき、改めて感謝を申し上げたいと思います。

ここ10年弱ぐらい、価格転嫁、取引条件の改善について国のほうでかなり力を入れていただいて、大きな成果も上がっているかと思っております。

ただ一方、先週金曜日に中小企業庁が公表した価格交渉月間のフォローアップ調査の結果を見ても、価格転嫁は道半ばだと思います。取適法、フリーランス関係の法律も含めた環境整備により、取引条件はかなり全体的に変わってきたと思っておりますが、その中で、実際に取引をする事業者がしっかりルールを把握して、それに応じて、不当な要求等があればしっかりと申し入れるといった環境整備が引き続き必要であるかなと思っておりますので、そういったときに我々地域団体として、支援機関として何ができるのかといったことも含めて、これから力を入れて現場へ普及を図ってまいりたいと思っております。特に小規模事業者の場合、全てを理解していただくのは難しいと思っておりますので、我々商工会の現場の職員にこの規制内容を、取適法も含めしっかりと知ってもらい、事業者からのいろいろな相談の中で、これらの規制に関連した支援ができるような環境づくりを引き続き続けてまいりたいと思います。まずは、このような形でしっかりと取りまとめたいただいたことに感謝を申し上げたいと思います。私からは以上でございます。

○神田座長

どうもありがとうございました。それでは、原委員お願いいたします。

○原委員

ありがとうございます。これまでの様々な取組により、事業者側の意識がかなり変わってきているなど感じております。

その中で2点あるのですが、1点目は周知広報ということで、既に滝澤委員から取適法と物流特殊指定との関係が少し分かりにくいところもあるというお話がありましたけれども、国土交通省の取組であるトラック法、物流効率化法との関係においても依然として分かりにくいところがあると思っておりますので、周知広報をされる時には、他省庁の所管されている法律も含めてどういうことをすればいいのか一元的に分かるようなものがあるといいなと思っておりますので、よろしく願いできればと思います。

もう1点が知財取引指針についてですが、今回このような優越的地位の濫用に関する視点からのガイドラインができたというのは、中小企業を守るという意味でも非常に有益であったかなと思います。

一方で、知財取引における企業間交渉については、独占禁止法に違反しないギリギリのところで結構シビアに交渉しているところもあります。知財取引指針の対象となるかの線引きは優越的地位の有無という抽象的な基準になっていますが、取引関係によってどちらが優越しているかは分かりにくいところがあります。その辺りが今後より明確になって適用される範囲がはっきりしてくると、守るところは守り、いろいろ交渉するところは交渉して、イノベーションを活発化させることができればよいのではないかと思います。以上です。

○神田座長

どうもありがとうございました。それでは、オンラインで御参加の関西経済連合会の中島委員、お願いいたします。

○中島委員

関西経済連合会の中島です。本研究会では、1年間にわたりまして価格転嫁、支払条

件といったサプライチェーン全体に関わる重要な課題につきまして幅広い議論が重ねられ、本日報告のあった物流特殊指定、支払告示、知財取引指針など、制度面での対応が一通り整理されたことは大変意義深いものと受け止めております。事務局の皆様の御尽力に敬意を表したいと思っております。

関西経済連合会といたしましても、マルチステークホルダー経営の観点から、取引先との共存・共栄を図りながら、サプライチェーン全体の付加価値向上と持続的成長を実現していくことが重要と考えております。適切な価格転嫁や支払条件の適正化を通じて、中小企業を含む取引先が賃上げや成長投資に取り組める環境整備が進むことを期待しております。

今後は、今回の制度改正の実効性をいかに高めていくかという段階に入るものと考えております。制度の趣旨が現場に十分浸透するよう、丁寧な周知、相談対応の充実に取り組むことに加え、運用状況を継続的にフォローアップしていくことが重要と考えております。

また、支払条件の適正化につきましては、受注側の資金繰り改善だけではなく、発注側の資金需要にも目配りが必要であり、金融庁や金融機関をはじめとする関係省庁、関係機関との連携も期待されるところでございます。関経連といたしましても、引き続き企業実務の視点から現場の声をお伝えし、より良い制度運営に協力してまいりたいと考えております。私からは以上でございます。

○神田座長

どうもありがとうございました。同じくオンラインで御参加の日本商工会議所の松本委員、お願いいたします。

○松本委員

今回、取適法の施行に続きまして、物流特殊指定や優越ガイドライン、知財取引指針の策定について、極めてスピード感ある制度整備をさせていただいていると思っております。誠にありがとうございます。

また、先ほど全国商工会連合会の土井委員からもお話がありましたけれども、中小企業庁による価格交渉促進月間のフォローアップ調査を拝見しました。価格交渉は9割近くということで定着しつつある一方で、転嫁率は54.2%ということで僅かながら改善はしているのですが、依然として道半ばの状況という認識でおります。つきましては、こうした状況をどのように改善していくかということで商工会議所も取組を進めているところではございます。

そういった意味でも、他の委員の方からもお話がありましたが、やはりしっかりと周知をしていくということが大事かと思っております。特に支払告示や物流特殊指定についてはサプライチェーンの末端にいる従事者に知ってもらうことで初めて機能するものだと思いますので、商工会議所でもいろいろな周知を行っておりますけれども、ぜひ我々のチャンネルも活用いただきつつ、プッシュ型の広報というのを実現していただけたらなと思っております。

あと、もう1点、取適法においては勧告等をたくさんしていただいておりますけれども、優越ガイドラインに追記されております実効的な価格協議の拒否、無視といった事例に該当する行為についても、取適法と同じように、しっかりと牽制機能を効かせていただくような取組というのをお願いできればと思っております。よろしくお願いいたします。以上でございます。

○神田座長

どうもありがとうございました。それでは、事務局からこれまでの御発言について

何かあればお願いします。

○公正取引委員会 柴山課長

委員の皆様、コメントありがとうございます。簡単にではありますが、幾つか申し上げたいと思います。

まず、やはり皆様から周知のところが非常に重要だというお話をたくさんいただきました。連合の皆様あるいは経済団体の皆様とはこれからも引き続き連携させていただきまして、周知に取り組んでいきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。特に小規模事業者の方々にお伝えしていく上では、商工会議所や商工会の経営指導員の皆様のお力もお借りしたいと思っておりますので、その辺り、我々のほうから御説明などをする機会があれば、どんどん積極的に対応していきたいと思っておりますので、引き続きどうぞよろしくお願いいたします。

それから、特に物流特殊指定のところでまだまだ分かりにくいのではないかという御指摘もいただきました。取適法との関係ですとか、あるいは国交省の所管する法律との関係など、パブリックコメントでも同様の御意見をいただいておりますので、考え方をお示ししておりますけれども、今後分かりやすく事業者の皆様、特に物流ですと物流事業者の皆様も分かりやすいような資料を作って、しっかりと説明をしていきたいと思っております。

あと、関西経済連合会の中島委員から資金需要への目配りもというコメントがございましたけれども、こちらにつきましても、今後、中小企業庁、金融庁などとも連携させていただきながら、そうした資金需要への配慮についての要請を行うことについても検討していきたいと思っております。どうもありがとうございました。

○公正取引委員会 田中室長

ありがとうございます。フォローアップの件で何点か追加で御説明させていただきます。まず、公正取引委員会のほうで、先週の6月26日から価格転嫁の円滑化の観点から転嫁調査を開始したところでございます。15万名ほどの事業者を対象としておりまして、こちらは昨年まで特別調査ということで行っていたものでございます。また、この調査と同時に支払告示のモニタリングのための支払調査も行っております。あわせて、近時の中東情勢を受けまして、石油関連製品等の価格転嫁に関する状況の把握のための緊急調査も開始したところでございます。こうした調査によりまして、それぞれの実態を把握したいと考えているところでございます。

また、物流特殊指定につきましては、毎年公正取引委員会のほうで物流に関する調査を行ってきておりますが、昨年行った調査の結果につきましては、実は先週公表したところでございますが、今年度もまた物流調査を行うことを予定しております。その中では、改正されました物流特殊指定の施行は来年の4月でございまして、こちらの内容を踏まえた調査を行うことを予定しております。さらに、知財取引指針に関連しましても、またこちらにつきましてもモニタリング調査を今年度実施することを予定していて、中身を今検討中でございます。以上でございます。

○中小企業庁 小高課長

コメントの中で幾つか御指摘いただいた価格交渉促進月間のフォローアップ調査の件について、若干申し上げさせていただきますと、先週金曜日、6月26日に公表いたしまして、この調査自身は25年の10月から26年3月までの期間における価格交渉、転嫁、支払条件について調査したもので、7万社から回答いただきました。

価格転嫁率については、全体では前回の調査結果が53.5%であったところ、0.7ポイント増加の54.2%という結果になってございます。また、交渉については、価格交渉が

行われた割合が90.7%、転嫁率は今申し上げたところでございますけれども、例えば全額転嫁できた方というのは27.2%である一方、全く転嫁できなかった方も16%いらっしゃるということです。業種別の傾向も余り変わらないのですけれども、1つポジティブな結果といたしましては、サプライチェーンの深い層に行けば行くほど転嫁率が下がるという傾向自身は変わらないのですけれども、従前、一次請けと四次請け以上の差が前回調査でいくと12.6%あったものが今回調査では9.7%ということで、その差が縮まりつつあり、価格転嫁の波というものが三次請けあるいは四次請け以上の企業にも徐々に広がりつつあり、こちらは少しポジティブな要素としてはあるのかなと思っております。公正取引委員会からも御説明があったところでございますけれども、現場に浸透させていくための周知広報については、中小企業庁のほうでもやっていきたいと思えます。

(3) 事務局説明②（今後の企業取引研究会について）

○神田座長

どうもありがとうございました。それでは、次に事務局からお手元の資料3に基づいて、今後の企業取引研究会について御説明をしていただきます。よろしくお願いいたします。

○公正取引委員会 柴山課長

お手元の資料3を御覧いただければと思います。この企業取引研究会は、令和6年の12月に第1期の報告書を取りまとめていただき、そこで御提言いただいた内容について、昨年の通常国会で下請法の改正を行いまして、今年の1月から取適法として施行されました。また、今回の支払告示、物流特殊指定、優越ガイドライン、知財取引指針ということで、取引適正化に向けた制度改正については進めてきたところでございます。

実際に事業者の方々からは価格転嫁や取引適正化の取組が進捗しているという御指摘や、中小企業庁の小高課長からも御紹介がありましたけれども、フォローアップ調査でも改善している部分もあるということでございます。

他方、価格転嫁はまだまだ道半ばでして、サプライチェーン全体における更なる価格転嫁、取引適正化に向けた期待というのも強くございます。

こうした中で、2つ目のところですが、企業取引研究会での検討を通じた政策立案と書いております。引き続き優越的地位の濫用や取適法に関する課題の把握、あるいはそれに対する施策の検討を進める場として、この研究会での議論を通じて更なる取引適正化の政策を進めていきたいと思っております。

具体的な論点についてはまだお示ししておりませんが、今後いろいろな方々からのヒアリングなどを通じ、取り扱うべき課題や論点などを整理してお示ししていきたいと思っております。当面のスケジュールといたしましては、飽くまでイメージではありますが、9月ぐらいから企業取引研究会を再開し、その後、事業者団体の方々などのヒアリングを行い、論点を整理し、年明けの2月、3月頃に対応の方向性をお示しして、必要なものはまたパブリックコメントに付しまして、その後、来年の6月ぐらいまでに一定の対応策というのを御報告できるように進めていきたいと思っております。

そういう意味で、本日は特定の論点についてこちらからお示ししているものではないのですけれども、今後秋以降、この研究会で更に取り扱うべき課題、論点、あるいは深掘りすべき点について、委員の皆様から自由に御意見、アドバイスなどをいただけたら幸いと思っております。説明は以上になります。

(4) 自由討議（今後の企業取引研究会について）

○神田座長

どうもありがとうございました。事務局の案では、これで終わりではなく、今後も皆様方の御支援をぜひお借りできればということでございます。御質問、御意見をお出しただければ大変ありがたく思います。初めに、本日御欠席されております海内委員と渡辺努委員から御意見をお預かりしておりますので、事務局から代読をお願いいたします。

○公正取引委員会 柴山課長

それでは、御紹介させていただきます。

まず海内委員です。まず、現時点での中東情勢における石油製品や重要物資の供給状況や、それらの価格について共有いたします。本日時点も依然として中東情勢の先行きは見えません。しかし、政府は代替調達先から十分に確保されているものの、中小零細で受注停止がいまだに発生しているのは目詰まりの問題としており、5月頃から報道されております。改めて、当社は20名規模の受託加工がメインの精密板金メーカーだが、現状の肌感を下記2点共有いたします。

1つ目は、いまだに受注停止品があるということです。当社で影響するのは協力メーカー経由での塗装工程で使うシンナー、塗料ですが、出荷過程での副資材についていまだに受注停止のものがございます。例えば取引先のA社のテープはいまだに受注停止が続いています。

2つ目は仕入価格についてです。3月以降、中東情勢の影響だけで、物によりですが、平均でも20%、物によっては120%の値上げが発生しております。それ以外でも補助金切れにより電力費用が6月から10%程度の高騰があります。それ以外にも昨今の円安の影響による、特に鋼材関連の転嫁のうち、特にアルミ価格は4月にキログラム当たり8%ほど値上がりした後、7月に再度変更があり、さらに5%以上の値上げが決定しております。そして、10月以降もまだ高騰が続く見込みとの連絡も来ているところ です。

次に、今回の目詰まりを契機として、今後取扱いを期待する問題意識についてです。中東情勢はいつか停戦になることもありますが、今回を契機に発覚した代替調達を政府がしても、それが目詰まりを起こしたり、便乗値上げ的なことが発生していることから、サプライチェーンの構造の在り方を公正取引委員会が主催しているからこそ扱える次のような議題を検討することを期待します。今から述べる課題は、政府報道のとおり、代替部材に対しては100%以上の調達ができおり、川上メーカーは十分に在庫があるという前提の上で申し上げます。

1つ目に、川上メーカー並びに卸の独禁法への懸念に対する対応として、在庫が十分にあるという報道があるにもかかわらず、品薄や受注停止などの情報を使って便乗値上げや告知なしで値上げ価格を提示してくるメーカーも散見される。既に公正取引委員会も動いておりますが、取締りはまだまだ至らずで、引き続き監視の目を光らせていただきたい。

2つ目に、日本の卸という商慣習の見直しへの強化についてです。1つ目とも関連しますが、日本には卸という名の下の中抜き業者がまだまだ多いと感じています。今回は政府主導で最終顧客がメーカーとの直接取引を可能とするような動きを取っていると思いますが、今回を契機に直通のルートを適切に広げていただきたいと考えております。直通にすることで立場の弱さ強さに関係なく適正な価格で入手でき、規模の小さな会社にとっては卸に支払う中抜き価格と送料価格を支払わなくなることにより、

経営力を強化できるメリットもあると思います。つまり、各業界の日本の卸に関する問題を把握し、課題を議論することにより、日本の中小零細の裾野から力をつけ、ひいてはサプライチェーン全体の強化を図ることができるのではと考えております。といった意見を頂戴しております。

続きまして、渡辺努委員からの御意見を御紹介いたします。

今後の研究会の運営に関連して、以下の2点について御検討いただければと思います。

第1はイラン紛争絡みのコスト上昇の価格転嫁の状況です。日銀が公表した企業物価統計によれば、企業間取引での転嫁は今までよりも迅速に進んでいると言われております。アンケート調査を実施し、転嫁の実態を調べるとともに、転嫁の改善に取適法がどの程度貢献したかを明らかにすることで今後の課題も見えてくるのではないかと期待しています。

第2は、先週報道されたアイスクリームの製造企業のカルテル行為に関してです。報道によれば、これら企業のカルテル行為は2020年頃から始まったようであり、そうだとすると、2022年春以降、日本企業の価格転嫁が改善された時期と一致します。日本ではデフレが長く続き、その間はコスト上昇があっても同業他社が値段を引き上げないのではないかという読みから、どの企業も価格転嫁しないというすくみの状態にありました。それが改善されたのが22年春以降であり、他企業も値上げに向かうのではないかという予想を企業が持つようになり、その結果、価格転嫁が進みました。この時期の価格転嫁の改善がデフレからの脱却に大きく貢献したと評価されていただけない、その一部でカルテル行為があったとすれば非常に残念です。

経済学では、各企業が価格転嫁に向かう状況では、同業他社も価格転嫁するだろうという予想を各企業が持つという意味で暗黙の協調があると考えます。言うまでもなく、こうした暗黙の協調はカルテルとは異なります。しかし、重なり合う部分があるのも事実です。日本に健全な価格転嫁の慣習を根づかせるためにも、暗黙の協調とカルテルの線引きを明らかにしておく必要があると思います。以上、渡辺努委員からの御意見でした。

○神田座長

どうもありがとうございます。

それでは、本日御参加の皆様方から御質問あるいは今後検討すべき課題等について、御発言いただければ大変ありがたく存じます。いかがでしょうか。

特にないようでしたら、事務局の御提案の方向性でよろしいでしょうか。夏頃に事務局でいろいろ検討し、それに基づいて秋以降皆様方にまた御議論をしていただくということかと思えますけれども、オンラインで御参加の皆様方も何か御質問とか御示唆とかがあれば承りたいと思えますけれども、いかがでしょうか。

それでは、特にないようですので、この辺りとさせていただきます。

つきましては、資料3につきましては事務局で御説明いただいた線に進めさせていただくということで、皆様方に御了解をいただいたというところと恐縮ですが、引き続き御協力をいただけるということにさせていただきます。

(5) 閉会

○神田座長

それでは、本日は昨年からのこの研究会の最終回ではございますので、事務局から

御挨拶をいただければと思います。まず、向井審議官からよろしくお願いいたします。

○公正取引委員会 向井審議官

本日も活発な御議論をいただきまして、どうもありがとうございます。

本日の御指摘を踏まえまして、物流特殊指定、支払告示、そして、知財取引指針、こういうものにつきまして分かりやすい広報をしていきたいと思っております。それで、サプライチェーンに各層があると思いますが、なるべく十分に周知が進むような形で工夫していきたいと考えてございます。そして、皆様におかれましては、いろいろな局面でまた周知におきまして御協力をお願いすることとなろうかと思いますが、よろしくお願いいたします。

一方で、やはり周知だけでは絵に描いた餅になるということでして、最近の公正取引委員会、中小企業庁の活発な執行状況を見ておりますと、執行が大きく報道され、それが世の中の雰囲気を変えることがかなり重要ではないかなと感じておるところでございます。このルールにつきましても、モニタリングのためのフォローアップ調査を行い、問題行為におきまして、注意喚起をしていく。一方で、明らかに違反行為があるというような場合には、それに対しまして厳正に対処するということで、独占禁止法や取適法、フリーランス・事業者間取引適正化等法に基づきまして厳正に対処していきたいと考えております。

そして、第三次の企業取引研究会もまだまだ続くわけでございますので、優越的地位の濫用の問題、いろいろな問題がまだまだあると思っておりますので、それらについて皆様と御一緒に検討いたしながら、課題を見つけ、どういう解決策があるのかということも検討していければと考えております。

改めまして、これまでの5回にわたる真摯な御議論、そして、御協力につきまして心より御礼申し上げます。

私からの挨拶は以上とさせていただきます。ありがとうございました。

○神田座長 どうもありがとうございました。それでは、中小企業庁の小高課長、よろしくお願いいたします。

○小高課長

ありがとうございます。取引課長の小高でございます。本来であれば事業環境部長の坂本が御挨拶すべきところなのですが、いまだに成長戦略事務局のほうにずっとおりまして、今、ちょうど戦略の取りまとめをやっている最中でございます。

中小企業庁といたしましても、やはり皆様に御指摘いただいたような現場への浸透という意味ではまだまだ課題がたくさんありますし、私自身は今年が一番の課題はそこかなとずっと考えておるところでございます。そういう意味では、執行能力を政府のほうでもどうやって上げていくのかということも必要になってくると思っていますし、今であればやはりAIをどういうふうに活用していくのかというのが、政府側の我々の調査のやり方とか、そういったところでもうまく使えるのではないかと工夫もしてみたいと考えております。

また、本研究会の射程の外にはなるのですが、実は官公需における取引の適正化というのも相当課題がありまして、佐藤官房副長官の下で政府を挙げて取り組むということにしてございまして、なかなか官公需だと法律でどうするか規制でどうするかということができないものですから、基本的には取組状況を見える化して公表していく。そういった取組をやることによって、本来であれば隗より始めよというか、範を示すべき政府あるいは地方自治体の取組というのがしっかりと前進するように取り組んでいきたいと考えております。

また、今後の課題といたしましては、やはり商慣習の見直しが必要になってくると思っています。ある種業界においては常識として歴史的にも行われてきた、それが当然だと思われてきたということを変えなければならないとなりますと、やはり相当のエネルギーと知恵が必要かなと思っています。他方、常識を変えるということは、少しでもそれが変われば大きなものが動いていくことにもなろうかと思しますので、引き続き皆様方の御知見、お力もお借りしながら、しっかりと日本経済を前に進めるように取り組んでまいりたいと思います。

これまでの御議論、御尽力に改めて感謝申し上げたいと思います。ありがとうございました。

○神田座長

どうもありがとうございました。

最後に私からも一言だけ述べさせていただきたいと思います。

本日を含めて5回にわたりまして、委員の皆様方にはそれぞれの御知見、御経験に基づいて大変貴重な御意見を多数いただきました。改めて感謝申し上げます。

この研究会の議論の成果と言っているのですが、先日記載されました物流特殊指定の改正から始まりまして、第二次の前に第一次という研究会があって、令和6年の研究会の議論ですが、その報告書で示された課題に対しては一定程度の対応ができ、一つの区切りかなと思います。

ただ、今日も御指摘がありましたように、その中身の部分について、ルールはある程度できたのですが、それらの施策をどのように現場に届けるかが重要であることは今日事務局を含めて御指摘いただいたところです。よく私どもの法学の世界で、ルールはあってもエンフォースされないという意味がないという言い方をするのでありますが、エンフォースメントという英語は狭く「執行」と訳す人もいますが、そうではなくて、今はもっと広くて、私たちは普通「実現」と訳しています。ルールとか法はやはり実現しないといけません。その実現をするためには、今日御指摘にもありました周知広報というの当然含まれます。エンフォースメントというのはそういう言葉だと私は思っておりますけれども、そういったことはまだこれからでございます。

その意味で、これは第一次の令和6年の研究会のときからの課題であります。目標はサプライチェーン全体を通じての取引の適正化ということでありますので、その中には、本日の海内委員の御意見にもありますけれども、五次、六次の多重取引構造になっている国は余りないと思いますし、それも含めての御議論もあり得るかと思います。

いずれにしても、事務局には今回一連の対応をいただいた政策の広く継続的な周知をぜひ期待したいと思いますけれども、委員の皆様方にも引き続きその点についてもお力添えをいただければと存じます。

御説明にございましたように、この研究会はまた継続させていただく方向ですので、皆様方には引き続き、先ほど資料3について御説明させていただきました線で御協力をいただけましたら誠にありがたく存じます。

それでは、第5回企業取引研究会を閉会させていただきます。

繰り返しになりますが、5回にわたりまして活発な御意見を頂戴し、また、非常に熱心かつ活発に御検討いただきましたことに心から厚く御礼申し上げます。どうもありがとうございました。